

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

#### 香川県人事委員会規則第14号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成12年香川県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(有害物等取扱手当)</p> <p><u>第3条 条例第5条第1項第1号の人事委員会規則で定める機関は、食肉衛生検査所とする。</u></p> <p><u>2</u> 略</p>	<p>(有害物等取扱手当)</p> <p><u>第3条</u> 略</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。